

国立大学法人島根大学ネーミングライツ事業 募集要項

国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）は、教育研究環境の充実や産学連携の促進、地域・社会への貢献を目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体（以下「事業者等」という。）を、以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業

契約により、本学が事業者等に本学の施設等に別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等から命名権の対価として命名権料を得て、本学の教育研究環境の充実に要する費用の一部に充当する事業をいいます。

2. 対象施設等

対象施設等名：教育学部棟 G階 木材加工実習室（169 m²）

3. 募集概要

（1）主な契約条件

① 契約期間

- ・ 契約期間は、原則として3年以上5年以下で設定します。また、更新することは可能です。

② 命名権料

- ・ 消費税及び地方消費税額を含む年額とします。支払期限までに命名権料が支払われない場合は、法定利率を乗じて計算した金額を延滞金として支払う必要があります。また、契約を解除したときは、原則として、支払われた命名権料は返還しません。

③ サイン、案内看板等の設置

- ・ サイン等の具体的なサイズ、デザイン、掲出内容、設置箇所、設置方法及び掲示方法等は、本学が定める基準に基づき、協議の上、決定します。
- ・ サイン等の設置及び変更は、事業者等に実施いただくとともに、その費用は事業者等に負担していただきます。また、サイン等の所有権は、事業者等に帰属します。
- ・ サイン等の修繕及び維持管理等に要する費用は、事業者等に負担していただきます。また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、事業者等が負うものとします。
- ・ 本契約の契約期間の終了又は解除した場合は、本学が指定する日までに、事業者等の費用負担により原状回復していただきます。

④ 契約の解除

- ・ 以下のいずれかの事実が生じた場合は、契約期間中であっても、書面による意思表示をもって、本契約を解除することができます。
 - ア. 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - イ. 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - ウ. 本契約に定める条項に違反したとき。
 - エ. 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

- オ. 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- カ. 事業者等の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- キ. その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

(2) 応募対象

命名権者となることを希望される事業者等が対象となります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 反社会的勢力（反社会的勢力への対応に関する規則（平成 27 年島大規則第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する反社会的勢力をいう。）
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

(3) 別称等の付与

- ① 命名する別称等（事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等）は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないなど、対象施設等になさわしいものとします。
- ② 以下のいずれかに該当するものは、別称等として設定することはできません。
 - ア 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - オ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - カ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - キ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ク 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ケ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - コ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - サ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの

- シ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - ス 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - セ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ソ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - タ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - チ その他別称等として適当でないと学長が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則として、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、別称等ではなく従来の施設等の名称を使用（併用）する場合があります。

（４）命名権者の特典

命名権者には、以下の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはありません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、インフォメーションボード等を設置できます。なお、別称等のサイン、インフォメーションボード等の内容（デザインや大きさ、掲出内容等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議する必要があります。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、別称等への変更のお知らせ等を掲載し、別称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします（広報媒体によっては、費用が発生する場合があります。この場合の費用負担者は協議により決定します）。
- ③ 命名権者は、命名権者であることを PR することができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

（５）別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします（命名権料とは別に負担いただきます）。
- ② 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 別称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

（６）現地視察等

現地視察等を希望される場合は、事前に下記「11. 申込書の提出先及び問合せ先」までご連絡ください。

（７）応募時の提出書類

受付は、E メール、持参もしくは郵送にて受け付けます。E メール又は郵送での受付は、提出期限当日の午後 5 時必着とします。なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日並びに本学が定める休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

- ① ネーミングライツ事業申込書
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要等）
- ③ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置が分かる書類

（8）提出期限

令和8年7月31日（金）17時00分 必着

（9）提出先

下記「11. 申込書の提出先及び問合せ先」と同じ。

4. 選考方法

本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件（契約期間及び命名権料）、別称等その他の提案内容及び経営状況等を審査し、総合的に判断し選考します。

また、応募者が1者のみの場合も、命名権者としての適否を判断します。

なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

○資格要件及び選定基準

選定項目		要件・基準等
資格要件	応募の趣旨	・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。
	応募資格	
選定基準	別称等 (デザインを含む)	・ 大学構成員、地域住民に受け入れられるか。 ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか。 等
	契約期間	・ 別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。
	命名権料	・ 財政的な観点から高額なほど高評価とする。
判定	資格要件や選定基準を審査し、総合的に判断し選考する。	

5. 選考結果の通知、公表

選考結果は、全ての応募者に通知するとともに、本学の公式ウェブサイト等で公表します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合は、命名権者を選考しないこととします。

6. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、事業者等の名称、施設等の別称等及び契約期間等を公表します。

7. 命名権料の納入

原則として、本学が発行する請求書により指定された期日までに、年度ごとに一括して納入していただきます。ただし、初年度分については、協議の上決定します。

8. 命名権者の責務

新たに設置したインフォメーションボード等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

9. 契約の解除

本学は、以下に該当するときは、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき
- ③ 契約に定める条項に違反したとき
- ④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ⑥ 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき
- ⑦ その他本学が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき

10. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

11. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人島根大学 財務部財務課

〒690-8940 島根県松江市西川津町 1060

TEL 0852-32-6021 FAX 0852-32-6039

E-mail : fad-zaimu@office.shimane-u.ac.jp

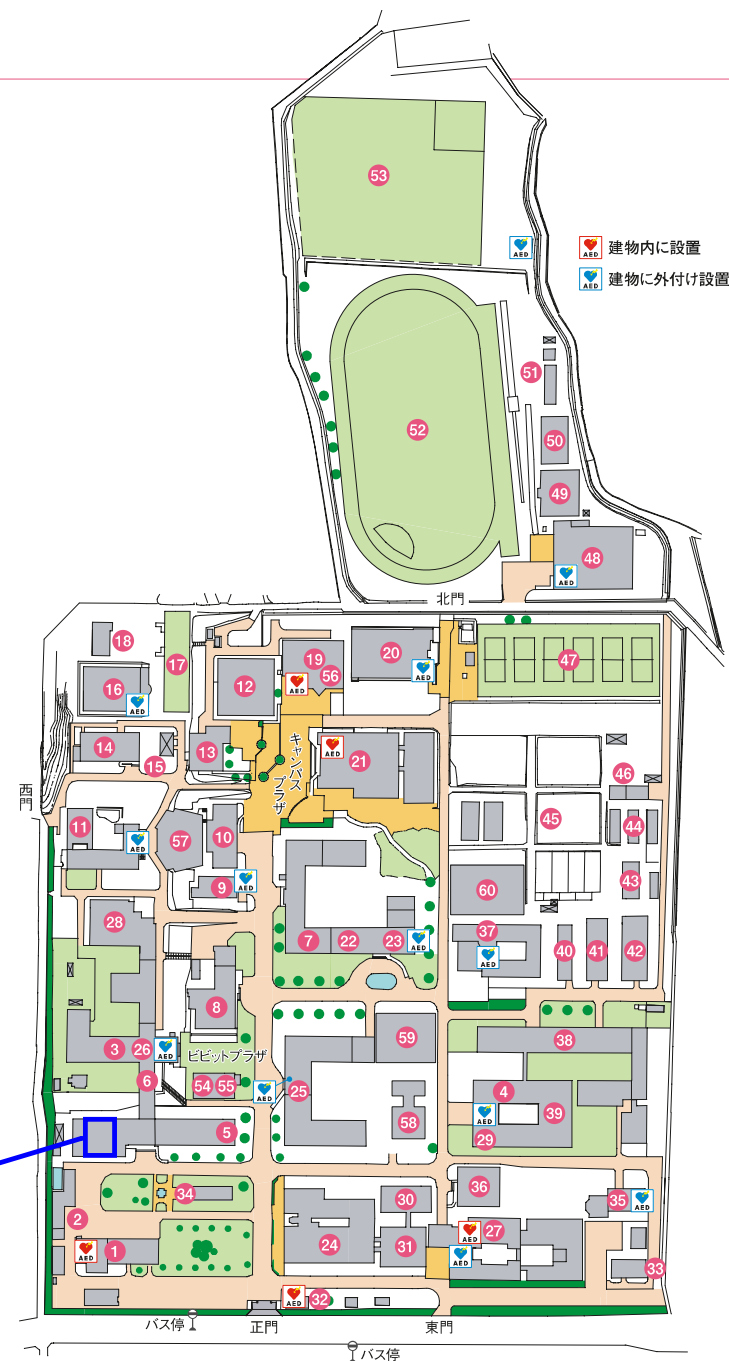
(参考)

ネーミングライツ事業実施要項

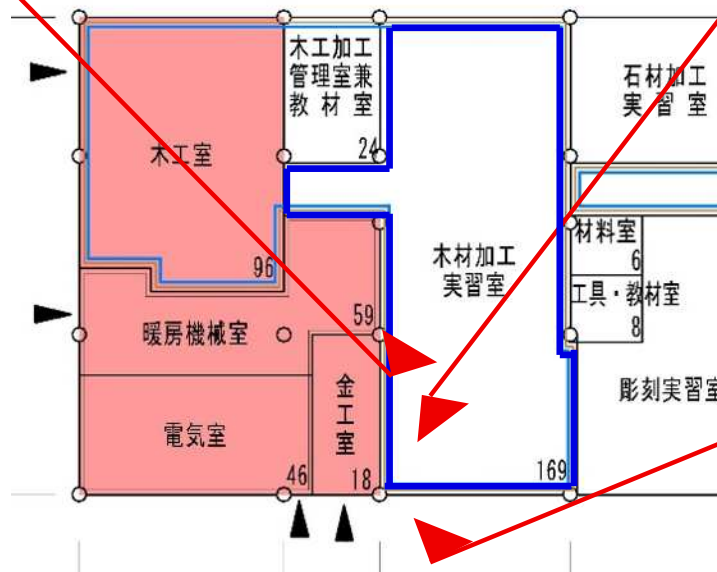
松江キャンパスマップ

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 1 本部棟 | 32 守衛室・中央監視棟 |
| 2 車庫 | 33 環境安全施設 |
| 3 教育学部棟 | 34 学生市民交流ハウスFLAT |
| 4 外国語教育センター(1階) | 35 総合情報処理センター |
| 5 教師教育研究センター(G階) | 36 総合科学研究支援センター
遺伝子機能解析部門(RI実験施設) |
| 6 教育支援センター(1階) | 37 生物資源科学部1号館 |
| 7 大学教育センター(教育推進担当)
(2階) | 38 生物資源科学部2号館 |
| 8 学生センター | 39 生物資源科学部3号館 |
| 9 松江保健管理センター・学生相談室 | 40 水利実験室 |
| 10 教養講義室棟1号館 | 41 農業機械実験室 |
| 11 教養講義室棟2号館 | 42 林産加工場・実験動物飼育施設 |
| 12 大学食堂 島根電工ソーニョ | 43 製材加工室 |
| 13 大学食堂 ニコラ/コンビニ ニコラストア | 44 温室 |
| 14 課外活動共用施設 | 45 圃場 |
| 15 スキー倉庫 | 46 動物実験飼育室 |
| 16 プール棟 | 47 テニスコート |
| 17 アーチェリー場 | 48 第1体育館 |
| 18 弓道場 | 49 トレーニングセンター |
| 19 大学会館松江 | 50 武道館 |
| 20 第2体育館 | 51 体育器具庫 |
| 21 附属図書館 | 52 運動場 |
| 22 法文学部棟 | 53 野球場 |
| 23 エスチュアリー研究センター(1階) | 54 学生支援センター |
| 24 総合理工学部1号館 | 55 大学教育センター(キャリア担当) |
| 25 総合理工学部2号館 | 56 障がい学生支援室(2階) |
| 26 国際センター(1階) | 57 大学ホール |
| 27 総合理工学部3号館 | 58 次世代たたら協創センター |
| 28 人間科学部棟 | 59 材料エネルギー学部棟 |
| 29 総合博物館(1階) | 60 産学協創インキュベーションセンター |
| 30 総合理工学部情報科学棟 | |
| 31 総合理工学部1号館(大学院棟) | |
- エレベーター
 多目的トイレ

教育学部棟 G階
木材加工実習室



室内外イメージ



ネーミングライツ事業実施要項

(令和6年4月17日学長決裁)

(令和7年11月10日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）におけるネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 施設等 本学が所有する施設、スペース、及び事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「別称等」という。）を設定することができるものをいう。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除く。
- 二 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- 三 命名権 事業者等が本学の施設等に別称等を設定する権利をいう。
- 四 ネーミングライツ事業 契約により、本学が命名権を付与した事業者等（以下「命名権者」という。）から命名権の対価（以下「命名権料」という。）を得て、本学の教育研究環境の充実に要する費用の一部に充当する事業をいう。

(事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を及ぼさない方法により実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、別称等を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称については、変更しないものとし、必要に応じて別称等ではなく従来の施設等の名称を使用する。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、一の契約につき原則として3年以上5年以下とし、期間満了時の更新を妨げない。

(審査委員会)

第5条 ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- 一 対象施設等の選定及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項
 - 二 命名権者の公募に必要な募集要項の策定に関する事項
 - 三 命名権者の選定（別称等、命名権料その他の項目を含む。）に関する事項
- 3 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。ただし、前項第2号及び第3号に掲げる事項を審査するときは、審査委員長の判断により、申請のあった施設等を管理する部局等（以下「関係部局等」という。）の長のほか審査委員長が必要と認める者を委員に加えることができる。
- 一 財務を担当する理事
 - 二 企画部長
 - 三 企画部企画広報課長
 - 四 財務部長
 - 五 財務部財務課長
 - 六 財務部施設企画課長
 - 七 その他学長が必要と認めた者
- 4 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員長は、審査委員会を主宰する。
- 8 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 9 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事業の実施申請）

第6条 ネーミングライツ事業を実施しようとする関係部局等の長は、ネーミングライツ事業実施申請書（様式第1号）により、学長に対して申請しなければならない。

（事業実施に係る審査・選定・決定）

- 第7条 学長は、前条の申請があったときは、審査委員会にネーミングライツ事業の実施について審査させる。
- 2 前項に基づき、審査委員会は申請のあった施設等を審査し、対象施設等を選定する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、自ら対象施設等を選定することができる。
 - 4 審査委員会は、第2項の審査の結果を学長に報告する。
 - 5 審査委員会は、第3項の規定に基づき対象施設等を選定したときは、対象施設等及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項等を学長に報告する。
 - 6 学長は、前2項の報告を踏まえ、ネーミングライツ事業の実施について決定する。

(命名権者の募集方法)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、命名権者の募集は、原則として公募により行う。

(応募)

第9条 事業者等(事業者等を斡旋できる法人等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権者に応募することができない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 二 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 三 社会問題を起こしているもの
- 四 反社会的勢力(反社会的勢力への対応に関する規則(平成27年島大規則第21号)第2条第1号に規定する反社会的勢力をいう。)
- 五 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- 六 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- 七 政治団体
- 八 宗教団体
- 九 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 十 国税、地方税等を滞納しているもの
- 十一 その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等(事業者等を斡旋できる法人等を含む。以下「申込者」という。)は、ネーミングライツ事業申込書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 事業者等の概要を記載した書類
- 二 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 三 法人の登記事項証明書
- 四 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)
- 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類

(別称等の条件)

第10条 別称等は、対象施設等にふさわしいものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、別称等として設定することはできない。

- 一 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- 四 政治活動，宗教活動，意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 五 社会問題についての主義主張のあるもの
- 六 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 七 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 八 個人，団体又は組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 九 著作権，商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 十 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- 十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
- 十二 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- 十三 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- 十四 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十五 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- 十六 美観風致を害するおそれがあるもの
- 十七 その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

（命名権者の選定・決定）

- 第 11 条 審査委員会は，第 9 条第 2 項の提出があったときは，命名権者の採用候補者を選定し，当該選定の結果を学長に報告する。
- 2 学長は，審査委員会からの報告を踏まえ，命名権者に採用する事業者等を決定する。
- 3 学長は，選定の結果を命名権者採用通知書（様式第 3 号）又は命名権者不採用通知書（様式第 4 号）により申込者に通知しなければならない。

（契約）

- 第 12 条 本学は，命名権者に採用することを決定した事業者等と，命名権の契約を締結する。

（費用負担）

- 第 13 条 別称等の表示に必要な費用は，命名権者が負担する。契約期間満了後及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用も同様とする。

（命名権料の納入）

- 第 14 条 命名権者は，命名権料を本学が指定する期日までに，本学が発行する請求書により，年度ごとに一括して納入するものとする。ただし，学長が特に必要と認めるときは，この限りではない。
- 2 学長は，前項ただし書きの場合においては，命名権者と協議の上，支払方法，納入額及び納入時期を別に定めることができる。

3 既納の命名権料は、返還しない。

(別称等変更の禁止)

第 15 条 別称等は、契約期間の途中で変更することはできない。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(命名権者の責務)

第 16 条 命名権者は、別称等に関する一切の責任を負う。

2 第三者から別称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者の責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 命名権者は、自身の都合によりネーミングライツ事業の契約期間内の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第 5 号）を学長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第 18 条 学長は、命名権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことができる。

- 一 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき
- 二 第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- 三 前条第 2 項の規定により命名権者から契約解除の申し出があったとき
- 四 その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき

2 学長は、前項の規定により命名権の付与の取消しを決定したときは、命名権取消通知書（様式第 6 号）により命名権者に通知する。

(事務)

第 19 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、関係各課の協力を得て財務部財務課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 4 月 17 日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命される第 5 条第 3 項第 7 号の委員の任期は、同条第 4 項の規定に関わらず、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 7 年 1 1 月 1 0 日一部改正）

この要項は，令和 7 年 1 1 月 1 0 日から実施する。

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

年 月 日

国立大学法人島根大学長 殿

申請者
部局等
部局等の長

ネーミングライツ事業実施申請書

ネーミングライツ事業を実施したいので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

施設等名	
希望する命名権付与期間	年 月 日 から年 月 日まで
希望する命名権料	円（年額／税別）

（関係書類）

- （１） 施設等の場所を示す書類（学内地図，図面等）
- （２） ネーミングライツ事業募集要項素案

国立大学法人島根大学長 殿

応募者
名称
代表者
住所

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人島根大学におけるネーミングライツ事業について、以下のとおり関係書類を添えて応募します。

施設等名		
応募の趣旨		
別称等の案	別称等及びデザイン等は別添資料によります	
別称等の理由		
命名権の付与を希望する事業者等の承合又は名称（注 1）		
希望命名権料	円（年額／税別）	
希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電 話 番 号	
	E-mail	

（注 1）応募者と同一の場合は記入不要

（関係書類）

- （1）事業者等の概要を記載した書類（会社概要等）
- （2）定款，寄付行為その他これらに類する書類
- （3）法人の登記事項証明書
- （4）直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- （5）国税，地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）

年 月 日

殿

国立大学法人島根大学長

命名権者採用通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業については、命名権者に採用しますので、以下のとおり通知します。

施設等名	
命名権者に採用 する事業者等	
別称等	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	年額 円 総額 円（ 年間）

様式第 4 号（第 11 条第 3 項関係）

年 月 日

殿

国立大学法人島根大学長

命名権者不採用通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業については、不採用となりましたので、以下のとおり通知します。

施 設 等 名	
不採用理由	

様式第 5 号（第 17 条第 2 項関係）

年 月 日

国立大学法人島根大学長 殿

命名権者
名称
代表者
住所

ネーミングライツ事業契約解除申出書

国立大学法人島根大学ネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し出ます。

施設等名	
別称等	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望する契約解除日	
契約解除の申出理由	

様式第 6 号（第 18 条第 2 項関係）

年 月 日

殿

国立大学法人島根大学長

命名権取消通知書

（対象施設名等） の別称等を決定する命名権の付与について，以下の理由により取消しますので通知します。

なお，ネーミングライツ事業実施要項第 14 条第 3 項の規定により，既に納入されました命名権料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	